

定期預金の中途解約利率一覧（１６）

令和２年５月１９日現在

１．自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）

預入期間	契約時の預入期間			
	３年未満の預金	３年以上４年未満の預金	４年以上５年未満の預金	５年の預金
６ヵ月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
６ヵ月以上１年未満	約定利率×５０％	約定利率×４０％	約定利率×４０％	約定利率×３０％
１年以上１年６ヵ月未満	約定利率×７０％	約定利率×５０％	約定利率×５０％	約定利率×４０％
１年６ヵ月以上２年未満	約定利率×７０％	約定利率×６０％	約定利率×６０％	約定利率×５０％
２年以上２年６ヵ月未満	約定利率×７０％	約定利率×７０％	約定利率×７０％	約定利率×６０％
２年６ヵ月以上３年未満	約定利率×７０％	約定利率×９０％	約定利率×８０％	約定利率×７０％
３年以上４年未満		約定利率×９０％	約定利率×９０％	約定利率×８０％
４年以上５年未満			約定利率×９０％	約定利率×９０％

（注）小数点第４位以下を切捨てにて計算した結果が普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とさせていただきます。

２．自由金利型定期預金（大口定期預金）

預入期間	全ての契約
１ヵ月未満	１ヵ月以上の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。
１ヵ月以上	次のＡおよびＢの方式により計算した利率（小数点第４以下切捨て）のうち、いずれか低い利率。ただし、Ｂの方式により計算した利率が０％を下回るときには０％とします。 Ａ．約定利率－（約定利率×３０％） Ｂ．約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書あるいは預金通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率とします。

（小数点第４位以下切捨て）

３．期日指定定期預金

預入期間	全ての契約
６ヵ月未満	解約日における普通預金利率
６ヵ月以上１年未満	２年以上利率×４０％
１年以上１年６ヵ月未満	２年以上利率×５０％
１年６ヵ月以上２年未満	２年以上利率×６０％
２年以上２年６ヵ月未満	２年以上利率×７０％
２年６ヵ月以上３年未満	２年以上利率×９０％

（注）小数点第４位以下を切捨てにて計算した結果が普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とさせていただきます。

４．変動金利定期預金

預入期間	契約時の預入期間	
	３年未満の預金	３年の預金
６ヵ月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
６ヵ月以上１年未満	約定利率×５０％	約定利率×４０％
１年以上１年６ヵ月未満	約定利率×７０％	約定利率×５０％
１年６ヵ月以上２年未満	約定利率×７０％	約定利率×６０％
２年以上２年６ヵ月未満	約定利率×７０％	約定利率×７０％
２年６ヵ月以上３年未満	約定利率×７０％	約定利率×９０％

（注）小数点第４位以下を切捨てにて計算した結果が普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とさせていただきます。

荻山口信用金庫